

機構第 2902 号  
平成 29 年 3 月 30 日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰徳 様

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
理事長 浦野 道 郎

### 再々要請書に対する回答について

拝復 当機構あてお寄せいただきました平成 29 年 3 月 2 日付けの再々要請書を拝見いたしました。  
貴職からこのたびお申出いただきました再要請につきまして、下記のとおり回答します。

敬具

### 記

#### 1 貴機構からの要請の趣旨

(1) 当団体の 2016 年 11 月 25 日付け「再要請書」(1)～(6)に対するご回答について、次の質問についてお答えください。

貴機構の 2016 年 9 月 29 日付回答の添付資料 2、4、5、6 は、各々いつ時点で改定されて、いつからどのような方法及び頻度で、契約者に配布されるのでしょうか。

(2) 文言や体裁など、どのような内容の記載の変更をご検討されているのかについて予めお教えください。

(3) 当団体の 2016 年 11 月 25 日付け「再要請書」(7)については、上記の変更に時間を要するのであれば、簡易なチラシによる周知徹底について、再度、ご検討いただきますようお願いいたします。

(4) 「かんぼ生命」のウェブサイトの右側のバナー「簡易生命保険へご加入のお客様へのお願い（下記画面コピー参照）」をクリックした次のページに今回の記載の変更内容と同じ内容を告知することもご検討いただきますようお願いいたします。（注：ホームページアドレスの記載は省略）

#### 2 1 に対する回答

再々要請の (1) については、以下のとおりです。

- ・ 添付資料 2（ご契約ハンドブック）については、平成 29 年 10 月に改定し、同年 10 月中旬から下旬にご契約者さまに対して郵送します。（ご契約ハンドブックについては、毎年同時期に郵送を行っております。）
- ・ 添付資料 4（相続のてびき）については、平成 29 年 10 月に改定し、改定後は当機構の業務委託先であるかんぼ生命のホームページにおいて公開します。
- ・ 添付資料 5（保険金等のご請求について）については、平成 29 年 10 月に改定し、改定後は郵便局及びかんぼ生命支店の窓口等において、お客さまから保険金等の支払請求に関するお問い合わせを受けた際にお渡しいたします。

- ・ ご契約のしおり（簡易生命保険の財形年金養老保険における同種増額に関するご契約のしおり）については、平成 29 年 10 月に改定し、改定後は郵便局及びかんぽ生命支店の窓口等において、お客さまからお申込みを受けた際にお渡しいたします。  
※ 平成 28 年 9 月 29 日付け回答書の添付資料 6 は、平成 18 年に作成されたものであり、現在作成していないものです。

再々要請の (2) については、現在、平成 29 年 2 月 1 日付け回答書で申し上げた内容で、それぞれの資料を改定する準備を行っているものであり、これが整い次第、貴機構にも送付させていただきます。

再々要請の (3) については、上記と同様、それぞれの資料を改定する準備を行っているところであり、これらの準備が整った後、直近の改定機会である平成 29 年 10 月に実施することとしていることから、現時点においてこれに加えて簡易なチラシの作成は検討しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

再々要請の (4) については、当機構のホームページに各添付資料と同様の内容を記載したページを作成し、かんぽ生命のウェブサイト当該ページへのリンクを設定することを検討します。

以上

連絡先： 独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 保険部業務課 電話番号：03-5472-7101（代表）
---